

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチワ印ブローラー肥育後 期用配合飼料 純和鶏コーン飼料米	24.11	17.5	5.3	0.75	0.52	2.6	4.3					3,280	12.9	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	トキワ幼雛A P毛み	24.11	29.3	4.1	1.35	0.76	3.2	7.8					2,730	11.9	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチワ印ブローラー肥育前 期用配合飼料 ニチワえつけ	24.11	26.0	4.3	1.06	0.59	2.0	5.9					3,000	11.7	
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26 の16	同左	60%ライシユミール	24.11	61.4					16.7	0.2					8.7	
有限会社島守水産加 工所 八戸市大字市川町字 下揚49の9	同左	シマミール60	24.12	63.2					22.0	0.2					7.9	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	R F ビーフひかり	24.12	13.5	3.0	0.46	0.41	3.8	3.5					75.4	14.1	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	吹越ベース	24.12	22.8	3.1	0.81	0.58	4.7	5.7					74.6	12.5	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ビーワム後期	24.12	13.7	2.9	0.35	0.40	3.1	3.1					76.3	14.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

№回条線 | 頁の誤脱はご指摘ください。

青森県知事 三田 浩二

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するの旨、同法第三十三条第六項において準用す。

一 保安林の所在場所

むつ市川内町八右エ門沢六九の一

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

六ヶ所村

二 事業の種類

(仮称)長芋洗浄選別・貯蔵施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字久保地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、上北郡六ヶ所村大字平沼字久保地内に長芋洗浄選別施設及び長芋貯蔵施設を建設するもの(以下「本件事業」という。)であり、土地収用法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、六ヶ所村地区活性化計画を策定し、貯蔵不足となっている集出荷施設を建設し長芋生産量の増加を図り、地域活性化を目指すこととしている。本件事業を施行するにあたり、農林水産省から交付金を受けるなどの事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

六ヶ所村の長芋生産は土壌、気候等の栽培環境に適しており、耕種農家の大半が作付けをしている重要な品目となっている。また、同村の長芋栽培は、栽培経験が豊かなことに加え栽培管理、支柱等の生産資材も整っており、集出荷施設が整備されていることから、周年継続出荷が可能となっている。

しかし、集荷量が集出荷施設の収容量を超えており、収容量を超えた長芋は他施設へ運搬し保管している状況である。近況の原油価格高騰のありを受けて、他施設への収容は農業者にとって直接の費用負担となり、農業所得向上の妨げとなっている。さらに、現状の貯蔵施設は農協施設から離れており、過去に機械故障により冷凍状態となり貯蔵していた長芋をすべて廃棄する等、維持管理が難しい状況にある。

本件事業は、長芋を同村の特産品として発展させるため、必要な収容量を確保し、農協施設に近接した場所に建設することにより貯蔵施設の維持管理機能の向上を図るとともに、洗浄選別機の整備により長芋品質の良質化を図り、集出荷施設を充実させ安定した集出荷体制を構築するものである。

本件事業の施行により、生産者の収穫状況に対応した貯蔵が可能となり、各作物の栽培管理が充実され、良品質、多収の栽培体系が創出されるとともに、販売面では定時・定量の安定した出荷体制の構築から適切な販売管理が可能となる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境

影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではない。

また、周辺の自然環境への影響についてであるが、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地には該当せず、希少動植物については専門家から「本件事業が与える影響は極めて低い」旨の回答を得ていることから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するにあたっては、

ア 事業に必要な面積を確保できること。
イ 施設管理面、施設利用面で優位となる既設の農協施設敷地と近接している場所、道路整備等交通条件で優れていること。
ウ 建物建設が容易な土地であり、敷地造成やインフラ整備が容易であること。

を条件とし、同村大字平沼久保地内に候補地を三案（以下「第一案」、「第二案」、「第三案」という。）を選定し、本件事業の候補地を検討している。

第一案は、現況は畑地であり、支障物件はなく、敷地は周辺道路とほぼ等高で敷地造成費が少ないことから、用地費及び補償費等を含めた総事業費は三案の中で最も経済的に優れる。交通条件としては、歩道が整備されている村道であり、歩行者の安全確保も図られる。また、農協施設敷地と隣接することから職員の行き来や資機材の運搬等が容易である。

第二案は、現況は畑地と宅地であり、支障物件として住宅一棟及び車庫一棟が存し、敷地は周辺道路との高低差があり、盛土工事が必要となり造成費が高むため、用地費及び補償費等を含めた総事業費は三案の中で最も経済的に劣る。交通条件としては、歩道のない国道であり、大型運搬車両に対しても安全面に欠ける。第一案と同様に農協施設敷地と隣接することから、職員の行き来や資機材の運搬等は容易である。

第三案は、現況は畑地であり、支障物件はなく、敷地は周辺道路とほぼ等高で敷地造成費は少ないが、上下水道等のインフラ整備が必要となり費用が高むことから、用地費及び補償費等を含めた総事業費は三案の中で中位である。交通条件としては、歩道の整備されている村道であり、歩行者の安全確保が図られるが、農協施設敷地と起業地が道路で分断されることから職員の行き来や資機材の運搬において効率が悪い。

よって、本件申請案である第一案は、三案中、機能的・経済的に優れているも

のと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、施設維持管理上の合理化を図り運用していくことで、農家の所得向上、地域農業の活性化に寄与するものであることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

六ヶ所村役場 農林水産課

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グレイヴサービス喜心

三 代表者の氏名

古川 昇

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字若宮九九の三六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者及び高齢者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピーエンジェル

三 代表者の氏名

堀内 敬三

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上一丁目一五の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）及び高齢者、その他福祉サービスを必要とする方々に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県消費者協会

三 代表者の氏名

竹島 勝昭

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、諸種の消費者問題について、消費者・消費者団体、行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家との連携・相互援助を図りながら、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の保護および消費者の権利の実現などに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢

三 代表者の氏名
岩崎 泰伸

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町蒼前東一丁目九の一七九四

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害及び自閉症の方々に対し有効と思われるあらゆる手法を取り入れ、一生涯を通して、住み慣れた地域での生活を実現するために包括的な支援事業を行い、誰もが安心して生活できる福祉社会の構築を目指すことによつて、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社水幸設備工業
- 二 代表者の氏名 斉藤 良美
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字梅内字桐萩三の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第九九一九号
- 五 取消年月日 平成二十四年十二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小川建具製作所
- 二 氏名 小川 シゲ子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市苫生町一丁目二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇六七八号
- 五 取消年月日 平成二十四年十二月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年九月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	